

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	24	府 省 庁 名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）	
要望 項目名	鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>鉄道事業者等が取得した「ホームドアシステム」及びその設置に係る償却資産 （1日あたりの利用者数10万人以上の駅又は1日あたりの利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく市町村が作成する基本構想に位置づけられた駅）</p> <p>鉄道事業者等が取得した「エレベーター」及びその設置に係る家屋及び償却資産 （1日あたりの利用者数3千人以上の駅及び1日あたりの利用者数2千人以上でバリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>固定資産税及び都市計画税：課税標準5年度分2/3 延長期間：2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第15条25項 地方税法施行令附則第11条28項、29項、30項 地方税法施行規則附則第6条50項、51項</p>	
減収 見込額	<p>[初年度] — (▲472) [平年度] — (▲532) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題となっていることから、バリアフリー法に基づき鉄道をはじめとする公共交通機関のバリアフリー化を推進している。</p> <p>第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）やバリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2年12月25日）において、各施設に係る令和7年度末までの整備目標を定めており、鉄軌道駅については、転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする鉄軌道駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、地域の支援の下、3,000番線、そのうち10万人以上/日駅において、800番線を整備することとしている。また、1日あたりの利用者数3千人以上及び2千人から3千人未満で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅におけるエレベーターの設置等による段差解消を促進することとし、公共交通機関のバリアフリー化を一層推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>バリアフリー施設の整備は、整備時に多大なコストがかかる上、取得した施設の維持管理にもコストがかかる一方、直接的な収益増加につながらないため、鉄道事業者等にとって誘因が働きづらい設備である。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や生活様式の変化による需要の落ち込みにより、経営が厳しい中、鉄道事業者等は国・地方公共団体の支援の下、整備を進めているところ。</p> <p>第2次交通政策基本計画やバリアフリー法に基づく基本方針の新たな整備目標（令和7年度末）を達成するためには、国の支援による整備に加え、税制特例によるインセンティブが求められており、全国の鉄道施設のバリアフリー化の加速に向け、本特例措置を継続することが必要不可欠である。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>○鉄軌道駅におけるホームドアの整備</p> <p>○1日あたりの利用者数3千人以上の駅及び1日あたりの利用者数2千人以上でバリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅のバリアフリー化</p> <p>第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <p>第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）</p>
	政策の達成目標	<p>○公共施設等のバリアフリー化率</p> <p>1日あたりの利用者数3千人以上の駅及び2千人以上で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅を原則100%バリアフリー化</p> <p>○ホームドアの整備番線数</p> <p>ホームドア又は可動式ホーム柵については、転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする鉄軌道駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、3,000番線を整備。そのうち、一日当たりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅において、800番線を整備。</p> <p>移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第2号）</p> <p>第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <p>第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<p>○公共施設等のバリアフリー化率</p> <p>1日あたりの利用者数3千人以上の駅及び2千人以上で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅を原則100%バリアフリー化</p> <p>○ホームドアの整備番線数</p> <p>ホームドア又は可動式ホーム柵については、転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする鉄軌道駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、3,000番線を整備。そのうち、一日当たりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅において、800番線を整備。</p>
政策目標の達成状況	<p>業績指標9：公共施設等のバリアフリー化率等</p> <p>（②旅客施設のバリアフリー化率（i）段差解消）</p> <p>実績値：95.1%（令和2年度）</p> <p>（③ホームドアの整備番線数（i）鉄軌道駅全体、（ii）平均利用者1日10万人以上の駅）</p> <p>実績値：（i）2,192番線（ii）334番線（令和2年度）</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	17事業者（令和4年度にエレベーターの設置又はホームドアシステムの導入を予定しており、本特例措置の適用が見込まれる事業者数）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	公共交通施設のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大なコストがかかる上、取得した施設等の維持管理にも継続的にコストが生じるものである。このため、取得した資産に係る固定資産税等を減額することにより、鉄道事業者等の負担が軽減されることから、更なるバリアフリー化施設等の整備・導入に対するインセンティブになるものである。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>地域公共交通確保維持改善事業：263.2億円の内数（令和5年度要求額）</p> <p>鉄道駅総合改善事業※：23.5億円の内数（令和5年度要求額）</p> <p>都市鉄道整備事業※：144.8億円の内数（令和5年度要求額）</p> <p>鉄道施設総合安全対策事業：180.8億円の内数（令和5年度要求額）</p> <p>ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業：30.6億円の内数（令和5年度要求額）</p> <p>※バリアフリー基本構想に位置づけられた鉄軌道駅は補助率1/2に拡充（令和4年度～）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>公共交通施設のバリアフリー化については、エレベーターやホームドアの設置等の一層の機能向上が求められている一方、過去に整備したエレベーターやホームドア等に係る維持管理費用が増加している状況にある。</p> <p>上記予算措置は施設等を取得する際に活用されることを想定している一方、本特例措置は、取得した施設等の維持管理に係る負担を軽減するものである。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>ホームドアシステムの導入等、バリアフリー化施設の整備には多大なコストがかかる上、施設の維持管理にもコストがかかるため、これらに対する鉄道事業者等の投資を促進し、基本方針の整備目標を達成するためには、国の支援によるバリアフリー施設の整備に加え、本特例措置によって、施設の維持管理コストの軽減を図る必要がある。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 29 年度実績 81 百万円 (20 事業者) 平成 30 年度実績 106 百万円 (22 事業者) 令和元年度実績 176 百万円 (24 事業者) 令和 2 年度実績 272 百万円 (25 事業者) 令和 3 年度実績 438 百万円 (26 事業者)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>課税標準 (固定資産税) 平成 30 年度 8,291,148 千円 令和元年度 12,989,980 千円 令和 2 年度 18,936,810 千円</p> <p>課税標準 (都市計画税) 平成 30 年度 596,114 千円 令和元年度 781,622 千円 令和 2 年度 875,339 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を通じて、エレベーターの設置やホームドアシステムの導入に伴い取得した設備等の維持管理に係る負担が軽減されることから、更なるバリアフリー化を進めるためのインセンティブとして有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○公共施設等のバリアフリー化率 (②段差解消をした旅客施設の割合) 目標値: 100% (令和 2 年度) 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成 23 年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第 1 号) ○ホームドアの設置数 令和 2 年度 800 駅 「交通政策基本計画」(平成 27 年 2 月 13 日閣議決定)</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○段差解消をした旅客施設の割合 95.1% (令和 2 年度) 令和 2 年度末実績におけるバリアフリー化未整備駅の主な未整備理由は以下のとおり。 ・既にエレベーターの整備に着手中 ・大規模改良工事 (連続立体交差事業等) に合わせて整備予定 ・既存のエレベーターが、現在のバリアフリー基準に不適合 ・鉄道事業者と地方自治体が、エレベーター設置に向けて協議中 (協議が整い次第整備着手) ・エレベーターの設置が物理的に困難 (ホーム幅、用地確保等)</p> <p>○ホームドアの設置数 943 駅 (令和 2 年度)</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年度 (新設) 平成 26 年度 (延長) 平成 28 年度 (延長・拡充) (ホームドアの適用要件として、「1 日あたりの利用者数 10 万人以上の駅を含む路線の駅」、及び「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき策定された移動等円滑化基本構想に位置づけられた駅」に拡充) 平成 30 年度 (延長) 令和 2 年度 (延長) 令和 3 年度 (延長・拡充) (エレベーター等に係る特例対象にバリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置づけられた 1 日当たり利用者数 2 千人以上の駅を追加)</p>